

# お願い

以下の注意事項を確認の上、車いすをご利用ください。

- ・使用前には、車いすの各部を点検してください。
- ・新型コロナウイルス感染対策として使用前後の消毒をお願いします。
- ・車いすの借用期間は、原則1ヶ月とします。  
長期間となる場合は、介護保険、障害福祉サービスなどをご活用ください。
- ・返却については、申請者が責任を持って返却してください。
- ・返却の際に、車いすを必ず確認してください。  
破損等が認められた場合は、申請者の方に修繕していただきます。  
(ひどい錆、汚れ、パンク、使用に支障をきたす故障など)
- ・車いすに破損や紛失があった場合は、申し出て下さい。  
(補修に関わる実費や弁償をしていただく場合があります。)

返却日は 令和            年            月            日

---

---

社会福祉法人 須恵町社会福祉協議会

TEL:092-933-2160